

平成 24 年 1 月 23 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 24 年 1 月 23 日（月）開会：午後 1 時 29 分 閉会：午後 3 時 29 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 岩下彰（市民クラブ改革）
委員 今村岳司（にしのみや未来）
大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
町田博喜（公明党議員団）
他に委員外議員として、河崎はじめ副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

川村よしと、たかはし倫恵、よつや薫

6 一般傍聴者

6 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀
次 長 北林哲二
庶務課長 村本和宏
議事調査課長 宮島茂敏

8 協議事項について

（1）請願及び陳情の取扱いについて

前回の委員会（1月11日開催）に引き続き、請願及び陳情の取扱いについて協議しました。前回までの委員会で作された各委員の意見をまとめた資料を委員長から配付しました。

今回は、西宮市の住民でない者から提出された陳情の取扱いについて協議を行いました。次の3つの意見に分かれています。

ア 陳情として受理しない。

イ 陳情として受理するが、委員会での審査は行わない。

ウ 陳情として受理し、委員会の審査も行う（現状どおり）。

次回の委員会（2月9日開催予定）で引き続き協議を行う予定です。

次回以降の委員会に向けて、次の点について確認しました。

- ア 陳情の議長供覧基準を見直すべきであるとする意見を主張されている委員にあっては、見直すべき内容について委員会で披瀝する準備
- イ 請願者に対し意見表明の機会を付与すべきであるとの意見を主張されている委員にあっては、具体的な方法について委員会で披瀝いただく準備

（2）委員会記録のホームページでの公開について

前回の委員会に引き続き、委員会記録のホームページでの公開に伴う委員会の傍聴の取扱いについて協議しました。

委員会の傍聴については、現在、条例で許可制となっており、傍聴の申請がなされた都度委員会で諮っています。この方法を変更し、許可制は維持する一方、空席があれば傍聴を許可することをあらかじめ決めておき、申請の都度委員会で諮ることはしない運用（許可制の下での事実上の公開）とすることについては、既に本委員会で見解の一致を見えています。

今回は、事務局から申入れのあった傍聴方法の変更の有無 - つまり、現状どおり、傍聴希望者が申請を行う際に「傍聴を希望する事件名」を記入していただき、当該事件のみ傍聴していただく方法とするのか、あるいは、この方法を変更し、「傍聴を希望する事件名」を記入せず、傍聴席に空席があれば先着順で傍聴していただく運用とするのかについて協議を行いました。協議の結果、現状の方法を変更すること（「傍聴を希望する事件名」を記入せず、傍聴席に空席があれば先着順で傍聴していただく運用とすること）で見解の一致を見ました。

次回の委員会では、今回までの協議結果を踏まえ、事務局から委員会傍聴規程の素案を提示し、協議することになりました。

（3）役職者の報酬加算について

前回の委員会に引き続き、役職者の報酬加算について協議しました。

委員長の職務の現状に対する問題点と改善点について、前回までの委員会から出された各委員の意見をまとめた資料を委員長から配付しました。

今回は、役職者（正副委員長）に対する報酬についての意味、金額の妥当性などについて協議を行いました。各委員から意見を聴取した結果、概ね、次の2つの意見に分かれています。

- ア 役職者への報酬加算は必要である。ただし、役職者としての職務を果たすことが必要である。加算額については、今後協議する。
- イ 役職者への報酬加算は不要である。（役職者の職務に対する報酬は、議員報酬の中に含まれている。）

次回の委員会で引き続き協議を行います。なお、平成25年度の役職者への報酬加算をどうすべきかについて一定の結論が出た後に、役職者（特に委員長）に求められる職務・基準などについて具現化するための協議を行う予定です。

現在協議している役職者への報酬加算の見直しを行う場合には、市長から特別職報酬等審議会（市長の附属機関）へ諮問いただき、答申を得る必要があります。本年は2月中旬に同審議会が開催される予定ですが、それまでに本委員会で結論を出

すことはできないことから、2月中旬に開催予定の同審議会に対し、本委員会でのような協議を行っているのかを報告していただくよう議会側から市長側に対し依頼する予定です。次回の委員会において、その内容について協議を行う予定です。

(4) 視察旅費について

前回の委員会に引き続き、視察旅費について協議しました。

前回までの委員会が出された各委員の意見をまとめた資料を委員長から配付しました。

今回は、平成24年度予算要求をしている視察旅費について、本年度と同様に常任委員会で実施する視察での執行に限定するのか、あるいは議員派遣(地方自治法第100条第13項)での執行も可とするのかについて、各委員の意見を聴取しました。結果は、次のとおりとなっています。

常任委員会で実施する視察に限る。(議員個人や会派での視察は政務調査費を使用する。)

議員派遣も認める。

既に要求した平成24年度の視察旅費の使途については、有意義な視察であればこだわらない。それよりも、現状の常任委員会で実施する視察について廃止し、又は見直すべきである。

次回の委員会で引き続き協議を行います。

(5) 議会基本条例について

前回の委員会に引き続き、議会基本条例について協議しました。

今回は、昨年全議員を対象に行った議会基本条例に関するアンケートのうち、議会基本条例に期待する項目として意見が多かった次の3点について、各委員から現時点でのイメージを出していただきました。

議会の活性化とは何か。

市民の関心度や信頼度が向上しているとは、どういうことか。

議員の資質向上とは、具体的にどのような議員が存在していることか。

次回の委員会では、各委員のイメージを融合し、共有化を図るための協議を行う予定です。

(6) その他

事務局から、2月3日に来庁する伊丹市議会・議会改革特別委員会の視察について、出席者等についての報告がありました。

参考

次回以降の委員会の日程

平成24年2月9日(木)午前10時~正午

平成24年2月20日(月)午後1時30分~午後3時30分

以上